

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 最終とりまとめ（令和7年5月16日）について

改革の 理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出**
- 質の担保等の観点から、**国が地域クラブ活動の定義・要件等を示し、地方公共団体が認定を行う仕組みを構築**
- 改革の理念等をより的確に表すため、「**地域移行**」という名称は、「**地域展開**」に変更。

次期 改革期間

令和5年度～7年度
「改革推進期間」



令和8年度～10年度
「改革実行期間」（前期）

令和11年度～13年度
「改革実行期間」（後期）

【参考】休日の部活動に関する地域展開の進捗状況・見込み（部活動数ベース）

R5：約4% → R6：約9% → R7：約15% → R8：約25%

（出典：「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（確定値）」（令和7年5月）より抜粋）

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

費用負担 の在り方

- 地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、**受益者負担と公的負担とのバランス等**を検討
- 公的負担**については**国・都道府県・市区町村で支え合う**ことが重要。国において受益者負担の目安等を示す
- 経済的困窮世帯の生徒への支援**は確実に措置。**部活動指導員の配置**についても一定の範囲で支援

各論

運営団体等の体制整備や指導者確保をはじめとする**8項目の個別課題**について、具体的な対応策を提示

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の**体制整備等**
2. 指導者等の**質の保障・量の確保**
3. 活動場所の**確保**
4. 活動場所への**移動手段の確保**
5. 大会やコンクール運営の**在り方**
6. 生徒・保護者等の**関係者の理解促進**
7. 生徒の**安全確保**のための体制整備
8. 障害のある生徒の**活動機会の確保**



部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度要求・要望額 44億円+事項要求
(前年度予算額 37億円)



理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。

- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月）を踏まえ、**令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進**

I. 部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業 21億円+事項要求（16億円）

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、**地方公共団体への伴走支援などを実施**。

（1）部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進



（2）地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

- ① 地方公共団体等を対象とした相談・サポート窓口の設置やアドバイザーの派遣による**伴走支援**
 - ② 地方公共団体の取組状況のフォローアップ、課題への対応策の創出（※）、**好事例の横展開**
 - ③ 子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等のため、**指導・リスクマネジメントの手引き**の作成や、**動画ポータルサイト**の運営
- ※平日を中心とした指導者確保・アスリート人材の活用に向けたモデル事業（小学校専科教員（体育）や民間企業に所属するアスリート人材による部活動・地域クラブ活動の指導）等

委託費、JSC運営費交付金

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 20億円（18億円）

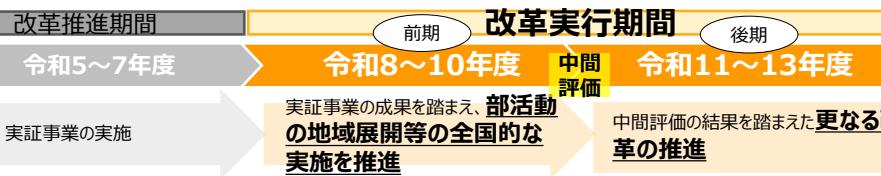
各学校や拠点校に**部活動指導員を配置**し、指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。

【17,680人（運動部：13,620人、文化部：4,060人）】 ※補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円（3億円）

I 及び II の施策を支える新たなスポーツ環境の構築等のため、以下の取組を実施。

- ・公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等）
- ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
- ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築 等



根拠法令

●スポーツ基本法（令和7年改正）（抜粋）

第十七条の二 地方公共団体は、（略）中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

●公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）

附則第三条 政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

部活動地域展開推進事業

少子化が進む中、将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術活動を継続的に親しむことができる機会を確保するため、公立中学校部活動の地域展開に向けた取り組みを進める



	県内中学3年生数
H元	20,506人
R7	9,432人
R15	(予測) 8,085人

本県の取組状況（R7年度）

- 13市町において、地域展開に向けた実証事業を実施

（加賀市、小松市、能美市、野々市市、金沢市、津幡町、内灘町、かほく市、志賀町、中能登町、七尾市、穴水町、珠洲市）



成 果

- 受け皿団体や指導者の確保により地域展開を拡大
- コーディネーターの配置により地域展開が推進



課 題

- 指導者の不足
- 保護者、児童・生徒、地域への周知不足
- 地域クラブが使用するスポーツ施設等の不足



県による地域展開推進の取組

- 県と市町担当者による**全体協議会**を開催（県内外の先進事例や国の動向などを全市町に共有）
- NEW 地域クラブ活動指導者指導力向上研修の開催
- NEW シンポジウムの開催（予定）
- 指導者の情報を市町に提供（スポーツリーダーバンク）
- 19市町とのヒアリングによる課題共有と課題解決への提案

